

広 情 審 第 1 3 号

平成 2 5 年 5 月 2 4 日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市情報公開審査会

会長 大久保 隆 志

存否応答拒否決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 4 年 6 月 2 6 日付け広障自第 3 8 9 号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第 5 8 号関係）

答 申 書

平成 2 4 年 6 月 2 6 日付け広障自第 3 8 9 号で諮問のあった事案（諮問第 5 8 号で受理）について、次のとおり答申します。

第 1 審査会の結論

「障害自立支援課に対し、〇〇〇〇が行った公益通報、平成 2 3 年 1 2 月 8 日付『〇〇〇〇の職員配置における疑義についての調査要請』と平成 2 4 年 3 月 5 日付『前記』の追加資料提出に関しての調査結果とその対応」（以下「本件対象公文書」という。）の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が本件対象公文書について存否応答拒否した決定は、妥当です。

第 2 異議申立ての趣旨

平成 2 4 年 6 月 1 4 日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年 4 月 2 0 日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同月 2 7 日付け広障自第 3 1 8 号で行った存否応答拒否決定（以下「本件存否応答拒否決定」という。）を取り消し、本件対象公文書を開示するよう求めているものです。

第 3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び口頭意見陳述等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 申立人は、平成 2 3 年 1 2 月に実施機関に対し勤務先の法人の不正請求の調査要請（以下「本件調査要請」という。）を行ったが、実施機関からは調査結果だけでなく、公益通報者保護法（平成 1 6 年法律第 1 2 2 号。以下「公益通報法」という。）上の行政機関に対する公益通報（以下単に「公益通報」という。）としての取扱いについても連絡がなかった。

最終的には、平成 2 4 年 1 0 月になって、当該法人の請求には過誤はあったが不正はなかったとの結果説明だけがあり、申立人の個別の通報事項については無視されている状況である。

- 2 本件存否応答拒否決定の理由に「法人の社会的地位を害する」と記載されているが、

「請求の過誤」が「地位を害する」ものとされるのであれば、当該法人に非があったということであるから、公金を扱う以上、市民にその内容を明らかにすべきである。

なおかつ、申立人は調査を要請したものであるから、実施機関は、最低限の部分開示をすべきであり、申立人は本件存否応答拒否決定を納得できない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述等での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 本件対象公文書の存否を明らかにした場合、本件調査要請があったかどうかの事実が明らかになり、当該法人に対し風評被害等が起こるおそれがあり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を害すると認められる。

また、申立人は、本件調査要請を行った者と同一人物であり、調査要請があった事実を知っているが、公文書開示制度は「開示請求者が何人であるか、どのような目的で開示請求しているか」といった個別的事情により、開示・不開示の判断が異なるべきではない。」という原則がある。

これらの理由により、実施機関は、本件存否応答拒否決定を行った。

- 2 なお、申立人は、本件調査要請が公益通報である旨主張しているが、本件調査要請は相当の根拠を有する客観的な証拠に基づくものではないことや障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「自立支援法」という。）には刑罰規定がないことから、公益通報の要件を具備していない。そのため、実施機関は、本件調査要請を公益通報としての取扱いではなく、自立支援法上の調査要請として受理し、調査を行ったものである。

第5 審査会の判断理由

審査会としては、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

- 1 まず、条例第5条に基づく公文書の開示請求は、市政に関する情報を市民に説明すること等を目的としているため、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者が何人であるか、どのような目的で開示請求をしているかといった個別的事情により、開示・不開示の判断が異なるものではありません。

このため、申立人が本件調査要請を行った本人であるかどうかは、本件存否応答拒否決定の際考慮されるものではありません。

- 2 次に、自立支援法における特定の法人に対する介護給付費等の不正受給についての調査要請については、自立支援法には不正受給をした施設の指定の取り消し（第

50条)や加算金を上乗せした介護給付費等の返還(第8条)の規定があるのみで、公益通報の通報対象事実の要件である刑罰規定がないため、一般的には公益通報には該当しないことが認められます。

公益通報に該当しない自立支援法上の調査要請であれば、調査要請により事業所への立入り等の実地指導等が行われる法人にとって、自立支援法違反の事実に関係なく、調査要請による実地指導等の事実が公になることにより、風評被害等が起き社会的信用を低下させるおそれがあることは否定できません。このことから、本件調査要請について、実施機関が条例第7条第2号の不開示情報に該当すると判断したことが不当であるとは言えないと考えられます。

- 3 もっとも、条例第7条第2号の不開示情報であっても、ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する場合は、開示しなければなりません。

しかし、当委員会が調査した範囲において、当該情報がただし書きの規定に該当すると判断できる事由を見つけることはできませんでした。

- 4 なお、仮に公益通報に該当するのであれば、本市の「行政機関通報に関する取扱方針」に定まっている処理手順等に従って、調査結果の通報者への通知義務がありますが、情報公開制度上は、上記1で述べたとおり、開示請求者の個別的事情を斟酌することはできません。したがって、通報者への情報提供等は、情報公開制度によるべきではなく、公益通報制度に則った対応によることが相当であると考えます。
- 5 以上のことから、実施機関が、本件対象公文書の存否を明らかにすることは、条例第7条第2号の不開示情報を公にすることになるとして、本件存否応答拒否決定したことに違法又は不当な点はないと判断するものです。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
24. 6. 26	広障自第389号の諮問を受理（諮問第58号で受理）
25. 1. 15 （第1回審査会）	審議（事案の概要説明）
25. 2. 8 （第2回審査会）	審議（申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
25. 3. 26 （第3回審査会）	審議
25. 5. 14 （第4回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説委員室副主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授